

## 広域連合条例第3号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成30年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和3年度」に、「0.0876」を「0.0964」に改める。

第10条中「平成30年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和3年度」に、「45,379円」を「48,765円」に改める。

第11条中「62万円」を「64万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第3条及び第4条を削る。

附則第5条見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第6条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第6条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第4条とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。